

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(係長級職員用⑦)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	業務委託をしている企業から社員が派遣され、同じ職場で業務を行っているが、当該社員は、同一府省内の職員と同じように働いていることから、倫理規程第2条第1項各号に該当する場合であっても、利害関係者とはならない。	
2	所属課室の所掌事務の一つとして立入検査が挙げられているものの、実際に直接事業者等のもとに赴いて実地検査を行う見込みのない職員にとっては、法令の規定により立入検査の対象となり得る事業者等であっても、原則としては利害関係者とはならない。	
3	自分が異動した場合、異動前のポストの利害関係者であった事業者等は、後任の職員にとって利害関係者である限り、異動後3年間は自分にとっての利害関係者とみなされる。また、自分がその3年間のうちに更に他の部署に異動したとしても、当該事業者等は引き続き利害関係者とみなされる。	
4	利害関係者である会社から、自社のPRのために主催するというコンサートのチケットを受領した。このチケットの職員以外の配布先は、利害関係者の取引先企業の関係者のみで200人であった。この場合、このチケットは広く配布される宣伝用物品に該当するので、当該利害関係者である会社から受領しても問題はない。	
5	利害関係者が主催する会費10,000円の懇親会に無料で招待を受けたので、懇親会当日は、手土産に5,000円のワインを2本持参した。この場合、会費分は手土産のワインにより相殺されるので、会費を払わずに懇親会に参加しても問題ない。	
6	公共工事の業務打合せのため社用車で当省の事務所を訪れていた利害関係者である工事請負業者が、打合せの合間に施工予定地にも立ち寄りと言っていたことから、当方としても施工予定地に行く用事があったので、当該利害関係者の社用車に同乗させてもらって施工予定地を訪れた。この場合、利害関係者からの役務の提供を受けているが、利害関係者の追加的負担は特段発生していないことから、倫理規程上の問題はない。	
7	任命権者の要請に応じて地方公共団体に出向している間に、その業務を通じて知り合った者との関係は、出向中の地方公務員としての身分の時に知り合っているので、倫理規程上の禁止行為の例外となる「私的な関係」には該当しない。	
8	利害関係者でない企業の社員から定期的に食事に誘われ、業務において有益な意見交換ができることから毎回参加しているが、会計の際、自分の飲食費を払おうとしても必ず断られてしまうので、結果的に毎回自分の飲食費を負担していない。 このようなことは極力控えた方が望ましいが、利害関係者ではないので、倫理規程違反となることはない。	
9	利害関係者でない団体からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理監督官の承認を得る必要はない。	
10	倫理法・倫理規程違反行為を確認した職員が所属府省に設置されている通報窓口等に当該事実を通報した場合に、通報したことを理由として当該職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮することは、倫理規程上の各省各庁の長の責務である。	